**設計書等情報提供**

湖西市では、設計書（金入り・金抜き）等について、令和7年1月から「公文書開示請求」に加え、新たに電子メールの使用により短期間かつ無料で資料提供が可能となる「設計書等情報提供」を開始しました。

**対象となる文書**

設計書（金入り・金抜き）、仕様書及び図面で次の要件の全てを満たすもの。

・予定価格が200万円を超える建設工事又は予定価格が100万円を超える建設工事に係る業務委託であること。

・設計書に係る建設工事等の契約日より2週間が経過していること。

・設計書に係る建設工事等が、入札不調、入札中止となっていないこと。

・湖西市情報公開条例第5条に規定する不開示情報が記録されていないこと。ただし、対象の文書の一部に不開示情報が記録されている場合は、情報提供ではなく「公文書開示請求」の部分開示での提供となります。

**情報提供の申請手順**

１．設計書等に係る情報提供申出書を、当該建設工事等の所管課へ持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

２．申出書に記載された申出者のメールアドレスへ所管課から情報提供事前確認のメールが届きましたら、そのメールへ②のような内容で返信してください。

1. 湖西市からのメール例

　タイトル　「情報提供に係るメールアドレスの確認依頼」

　　　　メール本文　○○様

　　　　　　　　　○月○日付けで提出いただいた情報提供申出書について、事前確認のメールを送らせていただきました。

　　　　　　　　　申出者のメールアドレスとして正しければ確認完了の返信をお願いします。

　　　　　　　　　確認完了後にこちらのメールアドレスへ資料データを送付いたします。

1. 返信メール例

　　　　メール本文　湖西市からの情報提供事前確認のメールを受信しました。

　　　　　　　　　　申出者氏名　○○

３．上記で確認したメールアドレスへ提供する資料が届きます。

　※同一の申出者による情報提供申出は、メールアドレスに変更が無い場合、2のメールアドレスの事前確認は省略されます。

　※図面データについては、容量が大きくてメール送信できない場合があります。

設計書等情報提供申出書

年　　月　　日

（あて先）実施機関

申出者　住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

次の文書の提供を申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名  又は委託名 |  |
| 文書の種類 |  |

【注意事項】

※1　情報提供が可能な文書は、設計書（金入り・金抜き）、仕様書及び図面で次の要件の全てを満たすものとなります。

　　・予定価格が200万円を超える建設工事又は予定価格が100万円を超える建設工事に係る業務委託であること。

・設計書に係る建設工事等の契約日より2週間が経過していること。

・設計書に係る建設工事等が、入札不調、入札中止となっていないこと。

・湖西市情報公開条例第5条に規定する不開示情報が記録されていないこと。

※2　電子メール等で申し出る場合は、確認のため送付後に工事等の主管課へ電話連絡をしてください。

※3　設計書等は、電子メール（ＰＤＦデータ）で提供します。

※4　図面データについては、容量が大きくてメール送信できない場合があります。

※5　情報提供を受けた者の一次利用に限るものとし、第三者への提供行為は行わないでください。